

会 議 録

会議名 (審議会等名)		平成30年度 第3回相模原市地域福祉推進協議会				
事務局 (担当課)		健康福祉局 福祉部 地域福祉課 電話 042-769-9222(直通)				
開催日時		平成30年11月12日(月)午後2時30分～午後4時30分				
開催場所		相模原市立環境情報センター 2階 学習室				
出席者	委員	15人(別紙のとおり)				
	その他	2人(市社会福祉協議会職員)				
	事務局	6人(福祉部長、地域福祉課長他4人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 委 嘱 2 開 会 3 委員自己紹介、職員紹介 4 諮 問 5 議 題 (1) 第4期地域福祉計画について (2) 第4期相模原市地域福祉計画の策定にかかるアンケート調査について 6 その他 7 閉 会				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局等の発言)

1 委嘱

平成30年10月1日付で、新たに委員となった4人について、委嘱を行った。

2 開会

3 委員自己紹介、職員紹介

4 諮問

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める、第4期相模原市地域福祉計画を策定することについて、諮問を行った。

5 議題

(1) 第4期地域福祉計画について

平成30年10月1日から、新たに4名の委員が加わったことを踏まえ、改めて第4期地域福祉計画の概要について、資料に基づき、事務局から説明を行った。○今回の社会福祉法改正で重要な事は、地域福祉計画の策定が努力義務化されたことである。

また、地域福祉計画には、高齢者、障害者、児童の計画その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を盛り込むことが求められており、各福祉計画の上位計画としての位置付けがあることも補足する。

○事務局からは、地域福祉計画に盛り込むべき16項目の中から、成年後見制度利用促進に関することと再犯防止に関することに取り組むという話があった。2つの内容を第4期地域福祉計画に盛り込むのは、平成28年度の関係法令の施行により努力義務化されたことが要因ということだが、残りの14項目は、すでに地域福祉計画に盛り込まれているので今回は新たに盛り込む必要はない、という理解でいいのか。

そのような意味ではなく、16項目は国が示す例示であって、自治体が全てを盛り込む必要はない。

16項目の中には、第3期地域福祉計画において、既に盛り込んでいる取組もある。生活困窮者の自立支援、コミュニティソーシャルワーカーの配置による支援、福祉コミュニティ形成事業などが該当する。

○地域福祉計画において、児童福祉も大きな柱の中の1本と考えている。児童福祉の現場においても、障害のあるこどもの学ぶ場が少ない状況や、児童福祉が民間業者にどんどん委ねられているという状況がある。また、母親が働きながら、障害のあるお子さんを育てていく環境を整える必要があるが、整備されてはいな

い。喫緊の課題としては、このような制度の狭間で苦しんでいる方々の支援について検討する必要があると考えている。

各福祉分野の取組については、部門別の計画の中に盛り込んでいる。各福祉分野で共通する部分は、地域福祉計画に位置付けて取り組む必要がある。制度の狭間に関する施策についても、地域福祉計画で検討していく。

○障害のある方への支援に関する障害者計画は、自治体に、策定が義務付けられている。自殺対策計画も同様である。地域福祉計画の策定においては、そのような計画との関係性を明らかにする必要があるが、専門的な内容は各計画に任せるということではないか。

○計画を策定することで、体制は構築できるかもしれないが、実際に地域福祉の活動を担う人の育成や活動への補助等がないと、計画策定だけで終わってしまう。地域で活動していると、人材不足や高齢化を肌で感じており、担い手の育成・確保は喫緊の課題と考える。地域で活動している人は、自らの活動を地域福祉の活動とは考えていないが、行政は、その取組を市民に認識してもらうよう努力すべきである。例えば、他市が導入しているボランティア活動へのポイント制のような、活動への還元の仕組みの導入を検討してもよいのではないか。

○地域福祉計画は上位計画という説明があったが、具体的な取組は盛り込まないのか。

コミュニティソーシャルワーカーの配置は、地域福祉計画に位置付けている個別の取組で、複合的な課題を抱えているため、1つの福祉分野だけでは支援が困難な世帯や直接、福祉と結びつかない方の支援を実施するために、専門的な職員を配置しているものである。

生活困窮者の自立支援に関する取組も、地域福祉計画に位置付ける個別の取組であるが、これも就労支援や住居支援など、生活全般にかかる困りごとを受け止めている。

○再犯防止推進計画に関連して話をするが、再犯の要因としては、出所しても就職先がないという状況がある。なかでも高齢者は就職が困難なため、出所した途端に罪を犯して、矯正施設等に戻ってしまうケースもあり、まず就職先の確保が必要である。協力雇用主制度もあるが、制度を周知する上でも行政の関わりが大切である。そういった観点からも、再犯防止に関する内容を地域福祉計画に盛り込むことは大変重要であると考えている。

再犯には、覚せい剤使用も深く関係している。再犯防止推進計画においては、就労に関する施策と、覚せい剤に関する施策が大事になると考えている。

なお、計画策定の際には、関係団体と協力しながら進めたほうがよい。

計画策定に当たっては、関係団体の意見を良く聴きながら進めていく。

成年後見制度は高齢者と障害者に利用者がまたがっており、高齢者や知的障害のある方の再犯率が高いという状況を踏まえ、各福祉分野に関わる施策であると捉えて、地域福祉計画の中で検討していくものである。

○成年後見制度は、高齢の方だけではなく、若い精神疾患のある方も対象としており、高齢者だけの制度ではない。高齢の親と一緒に住むこどもが引きこもっていて、精神疾患を抱えている世帯のように、成年後見制度の利用による支援が必要となる可能性もあるが、なかなか表に見えてこないという状況がある。

コミュニティソーシャルワーカーのような人材を適切に配置して、福祉的な支援や就労に結びつけることができるのであれば、地域がもっと暮らしやすくなるのではないかと。コミュニティソーシャルワーカーの存在は知っているが、各地区に1人しかいないとなると負担も大きいと考えるが、活動状況について教えてほしい。

平成29年度は、22人のコミュニティソーシャルワーカーが個別支援として493人に関わった。1回の相談で解決する場合もあれば、なかなかお会いできない場合もある。活動にかかる負担は大きいという状況は把握しているが、平成29年度からコミュニティソーシャルワーカーを市内22地区に配置しているので、今後の事業の実施に関しては、活動実績等を踏まえて、市社会福祉協議会と検討していきたい。

○成年後見制度の利用者への支援については、行政や裁判所からの連絡を受けてから携わるということが多い。国の成年後見制度利用基本計画では、待ちの姿勢ではなく、積極的に支援に結びつけることが示されている。地域福祉計画においても、成年後見制度の利用による支援を必要とする人を見つけて、適切な支援につないでいく、という動きを盛り込んでいければと考えている。

○ぎりぎりの生活を送っている方にどうやって福祉の手を差し伸べるか、という考え方を中心に地域福祉計画の策定について議論していきたい。

○本市でも、成年後見制度利用を促進するため、成年後見人への報酬に関する助成を行っている。

障害のある方の成年後見制度の利用は少ないが、これは親が生活を支えていることが要因と考えている。今後、親の高齢化が進むにつれ問題が顕在化するのではないかと。

○今回の計画に、成年後見制度の利用促進、再犯防止を盛り込むということは伺っているが内容が全くわからない。専門的な分野であるということで、4人の委員が新たに参加しているものと思うが、次回の開催時には、他の委員にもわかるような資料を提供してほしい。また、成年後見制度の利用促進、再犯防止に特化せず、制度の隙間で取り残されている方への支援を検討していきたい。

○自治会活動に寄与した方にはポイントを付与するという制度がスタートしている。地域福祉計画に盛り込む内容かどうかの議論は必要だが、そういう取組があることを知っていただきたいので情報提供する。

また、コミュニティソーシャルワーカーを22地区に配置したというが、現実には市社協の職員が他の業務と兼務する形である。本来は専従すべき業務であるので、職員数や業務について今後検討して、次期計画に盛り込んでいただきたい。

○地域活動に取り組む上で、人材の確保に苦しんでいる。人が確保できないと事業の縮小を余儀なくされる。

障害のある方の成年後見制度の利用が少ないという点は、親が成年後見人を信用できていないという部分も影響を与えているのではないかと。

○ボランティア活動に伴うポイント制については、前々から関心があった。ボランティア活動の参加者は高齢化が進み、担い手が減り続けている。一方、若い方はなかなか入ってこない。こういう状況を打開する上でも、ボランティア活動に関するポイント付与は有効だと思う。

○ボランティア活動によって貯めたポイントを、将来、自らが支援を必要とした際に活用する点については、慎重な意見があることを添えておく。

○計画の策定に当たっては、犯罪のない社会を作っていくために、地域でどうやって取り組んでいけばよいのかという視点を加えたほうがよい。

○地域の担い手を発掘するという取組をもっと広げて、地域の人材活用についても取り組んでほしい。

人材の確保は、次の計画においても大変重要な項目になると考えている。

○人材づくりは第3期地域福祉計画の基本目標になっているが、市では取り組んでいなかったのか。

第3期地域福祉計画では、人材づくりの重点的な取組として、コミュニティソーシャルワーカーの配置を盛り込んでいる。

○現在取り組んでいるということだが、地域では人が足りていないというのが現実である。活動に参加している人のほとんどが、65歳を超えた高齢者であり、人材づくりに向けた取組がうまくいっていないことを表している。

地域福祉に関わってこなかった方々への理解を広めていくことも必要であると考えている。

○再犯防止推進計画という名称について、社会復帰支援ということに力点を置き、「更生支援計画」という名称を用いている自治体もあり、今後検討が必要と考える。

再犯防止に向けた取組については、関係団体などからの意見も聴きながら、検討を進めていきたい。

(2) 第 4 期相模原市地域福祉計画の策定にかかるアンケート調査について

第 4 期地域福祉計画策定の基礎資料とするために、今年度中に実施するアンケート調査の内容や実施方法等について、資料に基づき、事務局より説明を行った。○これは、第 4 期地域福祉計画の策定に大きく影響を与える調査であり、調査の内容は慎重に検討する必要がある。今回示された内容を見ると、調査対象者を無作為に抽出し、福祉と関係ない人も対象に含まれる。これでは、成年後見制度等について、全く知らない人もいると思う。福祉サービスを利用している方など、福祉に関わりのある方に直接話を聴くべきではないのか。

福祉サービスの利用者を対象者とすることも重要だが、我々のところに相談することができない方、ご自身が困っているという状況を把握できていない方もいる。そういった方の声を聴く機会はなかなかない。無作為としたのは、そういった方が抱える悩みを伝える、こちらがそれを知る機会となるのではないかと考えたためである。地域福祉は地域住民全てを対象とする取組で、地域で暮らしている方の声を多く集めたいということもある。専門的な調査については各福祉分野でも実施しているので、そちらも参考にしていく。

○確かに、自ら声をあげられない人の声を吸い上げてよいが、福祉サービスの利用者の声を拾うことも大変重要である。今の案では、福祉サービスを利用している方の意見は拾えない。

各福祉分野のアンケートも参考にしながら進めていく。

○この調査以外には、調査は実施しないのか。

民生委員・児童委員や各地区社会福祉協議会への調査も行う。

○今回のようなアンケートは初めて実施するということが。

そのとおりである。

○アンケートには、「生活困窮者への支援」とあるが、地域にそういう人がいるのかどうか分からない。市では把握していないのか。

生活困窮者が誰かということは把握できていない。というのも、生活に困っているという状況は様々あるわけで、場合によっては、地域のサポートを受けておられる方もいれば、そうでない方もいる。生活困窮者は手帳を持っている人という条件があるわけではない。今回の調査を通じて、地域の中に生活に困っている方がいるかどうかを含めてお聴きしたいと考えている。

○対象者を無作為に抽出するのであれば、地域で活動している方からも意見を聴くことになる。そういった方々の活動状況について、把握できる内容になっているとよいかと思う。

調査には、地域活動への取組について何う項目があり、取り組んでいる方からは、その内容について、お聴きする予定である。

○福祉サービスの満足度を探ろうとしているが、その理由を記載する欄がたった1行しかない。これで本当に把握ができるのか。

記入欄については、意見を踏まえて修正させていただく。第3期計画策定の際に行った調査において、福祉サービスの利用と福祉サービスに関する情報提供の満足度を混在して調査しているとの御意見があったため、問題解消のために、今回お示ししたような質問を作成したところである。

○市民の満足度を吸い上げるという意味では大変重要な質問であるが、今の案では、福祉サービスの満足度を図ることができない。

○福祉サービスのどの部分に満足しているのかが明らかになるような設問としたほうがよいと考える。

○「助け合い・支え合い」という言葉があるが、「例えば～」といったように、例示があったほうがよいと思った。ボランティアという言葉に置き換えればわかりやすいのではないか。

○設問に出てくる用語について、もう少し説明が必要ではないか。生活困窮者に関する説明はあるが、この内容で一般の市民は理解できるのか。わかりやすい言葉を用いるなど工夫してほしい。

○地域福祉計画と個別計画とのバランスを考えると、これほど細かく調査する必要はないと感じている。細かい話は個別の計画で調査すればよい。質問が多すぎる。

○もう少し事務局で検討してほしい。

○再犯防止についての内容が2問ほどあるが、なぜ、再犯防止推進計画が必要となったのは、安全安心の社会を作るために、再犯を防ぐ必要があるという背景があるが、そういう質問も必要ではないか。

アンケートに関して、各委員から多くの御意見をいただいた。実施に当たっては、事務局で再度内容を検討し、委員の皆さまから御意見をいただきながら内容を固めていきたい。また、実施時期は、当初の予定を少し遅らせる。

6 その他

次回開催日は後日調整することになった。

7 閉会

相模原市地域福祉推進協議会委員 出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	小野 敏明	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 田園調布学園大学名誉教授	会 長	出席
2	原 和教	相模原市高齢者福祉施設協議会		出席
3	鈴木 純恵	相模原市障害福祉事業所協会		出席
4	吉岡 輝明	相模原市私立保育園・認定こども園園長会		出席
5	戸塚 英明	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会		出席
6	森川 哲郎	相模原市自治会連合会	副会長	出席
7	飯沼 守	相模原市地区社会福祉協議会		出席
8	原 裕子	相模原市民生委員児童委員協議会		出席
9	石関 清美	特定非営利活動法人相模原ボランティア協会		出席
10	渡辺 幸雄	公募市民		出席
11	箱山 京子	公募市民		出席
12	江崎 智彦	神奈川県弁護士会		出席
13	田中 和亜	公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート 神奈川県支部		出席
14	志方 洋一	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会		出席
15	江藤 博之	相模原市保護司会協議会		出席